平成17年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成17年3月3日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員 1番 藤村 洋二 2番 木村 定八

3番 太田 秀司 4番 津田 實

5番 田中 良隆 6番 梶山 幾世

7番 三和 郁子 8番 田中 弘一

9番 藤下 茂昭 10番 中島 一雄

1 1 番 田中 博 1 2 番 田中 孝嗣

13番 中田 幸子 14番 小島 進

15番 原田 薫 16番 竹内 孝治

17番 辻 藤雄 18番 森田 貞雄

19番 森 申行 20番 野洲 健造

2 1 番 田中榮太郎 2 2 番 林 克

23番 田中 敏雄 24番 荒川 泰宏

25番 河野 司 26番 鈴木 市朗

27番 山本 勇作 28番 川口 東洋

29番 野並 享子 30番 小菅 六雄

3 1番 長谷川龍一 3 2番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山﨑甚右衞門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員	有馬 和夫	政策推進部長	山中 重樹
総務部長	山中 清嗣	市民健康福祉 部 長	竹澤 良子
都市建設部長	北口 守	環境経済部長	米澤博
教 育 部 長	島村 平治	監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉

政 次	策推	推	部 長	東郷	達雄		総務部次	、長	前田	健司		
松	務音	8 次	長	上田	晴基		市民健康福祉	业部 長	高田	-6		
教	育部	『 次	長	高田	利江子		都 市 建 設 総括マネージャー	部	堤	文男		
	년 規マネ			佐橋	市衞		広報秘書詞	果長	冨田	久和		
総	務	課	長	竹内	睦夫		企画財政語	果長	中島	宗七		
出席した事務局職員の氏名												
事	務	局	長	内堀	悟		事務局次	、長	井狩	重則		
書	:		記	赤坂	悦男		書	記	荒川	貴之		

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 施政方針及び教育方針について
- 第4 委任専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)
- 第5 議第1号から議第58号まで一括上程 (野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例他57件) 提案理由説明
- 第 6 請願第 1 号から請願第 3 号まで一括上程 (「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出 に関する請願他 2 件)

市長提出議案

議第 1号 野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議第 2号 野洲市コミュニティセンター条例

議第 3号 野洲市工業振興条例

紹介議員説明

議第 4号 野洲市法定外公共物管理条例

議第 5号 野洲市税条例の一部を改正する条例

議第 6号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議第 7号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第 8号 野洲市公民館条例の一部を改正する条例
- 議第 9号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第10号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第11号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第12号 中主町こどもの家設置条例の一部を改正する条例
- 議第13号 野洲町こどもの家設置条例の一部を改正する条例
- 議第14号 平成17年度野洲市一般会計予算
- 議第15号 平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第16号 平成17年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第17号 平成17年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第18号 平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第19号 平成17年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第20号 平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第21号 平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第22号 平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算
- 議第23号 平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第24号 平成17年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第25号 平成17年度野洲市水道事業会計予算
- 議第26号 平成16年度野洲市一般会計補正予算(第2号)
- 議第27号 平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)
- 議第28号 平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第29号 平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第1号)
- 議第30号 平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議第31号 平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第32号 平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第33号 平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 議第34号 平成16年度中主町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第35号 平成16年度中主町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第36号 平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第37号 平成16年度野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第38号 平成16年度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第39号 平成16年度中主町水道事業会計決算の認定について
- 議第40号 平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第41号 平成16年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第42号 平成16年度野洲町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第43号 平成16年度野洲町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第44号 平成16年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 議第45号 平成16年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第46号 平成16年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第47号 平成16年度野洲町基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 議第48号 平成16年度野洲町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 議第49号 平成16年度野洲町等社会教育主事共同設置特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 議第50号 平成16年度野洲町水道事業会計決算の認定について
- 議第51号 平成16年度野洲郡行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第52号 平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第53号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第54号 滋賀県自治会館管理組合規約の変更について
- 議第55号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について
- 議第56号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 議第57号 野洲川 1地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の協議に 関して議決を求めることについて
- 議第58号 野洲川-3地区基幹水利施設管理事業の事務の受託の協議に 関して議決を求めることについて

議員提出議案

- 請願第1号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について
- 請願第2号 2005年NPT再検討会議における核兵器廃絶早期実現の ための積極的行動を日本政府に求める意見書採択の請願につ いて
- 請願第3号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願について

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成17年第1回野洲市議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員32名全員であります。

次に、平成16年第3回野洲市議会定例会において可決されました「地方交付税所要総額確保等に関する意見書」につきましては、平成16年12月22日付をもちまして、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出いたしましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第15番、原田 薫君、第16 番、竹内孝治君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、議案書にとじ込みの会期予定表のとおりであ りますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第149条第1号の規定により、市長より本日開会の野洲市議会定例会に提出されました議案は、配付いたしております議案書のとおりでございます。

(日程第3)

議長(秦 眞治君) 日程第3、施政方針及び教育方針について、まず、施政方針について、市長より説明を求めます。

市長。

市長(山﨑甚右衞門君) おはようございます。

平成17年第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中 をご参会賜り、厚く御礼を申し上げます。 平成17年度を迎えるに際しまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年10月の合併から、はや5カ月が経過いたしました。今年の1月には高島市、2月には東近江市と米原市が誕生し、現在では滋賀県は50の市町村から33の市町村となりました。私も就任以来4カ月が経過したわけでございますが、議会をはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力のおかげをもちまして、スムーズに野洲市が立ち上がってまいりました。

先日、NHKの「近江発610」で、両町が相まって太鼓や鉦などによるコラボレーションなど、野洲市の人々の活動が放映されました。既に市民においていろいろな取り組みが始まろうとしており、その一部をかいま見る機会に触れ、非常に感激した次第でございます。

市域を見ましても、自治会の福祉の取り組みやまちづくり活動、NPOによる経済活動や里山保全活動など、多彩な動きもあり、野洲市の将来に大きな夢と希望を抱いたところでございます。

このことからも、改めて合併のこと、まちづくりの理念について、はじめに申し上げたいと思います。

昭和の大合併の大きな目的の一つは中学校をつくるということがありましたが、この平成の大合併は、合併しなければ供給できない行政サービスが何であるか、はっきりしません。このことから、国から見れば、この合併の大きな意図は財政の効率化にあると解釈ができます。確かに合併は財政の効率化の手段の一つですが、その一方、市民にとって身近なレベルでの政治や行政参加の場が遠くなり、自分に関わる意見決定への影響力が弱まり、地域の軋轢やコミュニティーの崩壊を招く危険性も指摘されているところであります。このことは民主主義にとってゆゆしき問題であり、それを事前に回避するために、地域内分権を進めるなど、小さな単位の行政の可能性を検討しなければなりません。

それと同時に常に念頭に置いておかなければならないことは、野洲市合併の理念である「小さくとも自立する新市の創造」ということで、つまり、両町が合併を選択した大きな意図は地方分権化のさらなる加速で、市民から見れば、まちづくりに直接自分たちの意思が反映され、地方のことは地方で考え実行するという自己決定権が確保されるということです。行政から見れば、合併特例法に甘んじることなく、いかに自立的に住民自治に基づくまちづくりを行っていくかということになります。こうした観点の上に立って、誰もがほほえみに満ち、ときめき、躍動するまちづくり、つまり「ほほえみ・ときめき野洲市」

のまちづくりがスタートし、その基本理念を「人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会」と置いているところであります。これらのまちづくりを市民の皆さんと共に実践していこうということになります。

基本理念にある「人権と環境を土台に」とは、人権の尊重と環境への配慮ということです。これは私たちの生活基盤に関わることで、人権文化、環境文化を根づかせていこうとするものであります。人権については、児童虐待防止法や配偶者暴力防止法などで一定の成果はあるものの、部落差別や障害者問題をはじめとして、まだまだ多くの課題があります。

意識と行動の格差という点では、2004年の意識調査によると、部落差別の発言を聞いてその場で注意できる人はわずか25%しかない状況であります。環境についても、世界的課題である二酸化炭素の削減について日本に課せられた削減目標が1990年比で6%にもかかわらず、現在の排出量は逆に約8%以上ふえており、実際は14%削減しなければならない状況です。この原因の主なものは家庭部門と運輸部門にあります。既に先進的な国では、人権と環境が密接に経済活動と結び付いており、近い将来、我が国においてもそれが当たり前だという社会が来ると予想されます。このことからも、早期に人権・環境問題が社会の中で認識されるよう努力しなければなりません。

また、「生きる意味が実感」とは、市民がお互いに自己実現を目指しながらも他の人を認め合うという共生を指しております。この中で、自分とは何者かが認識され、自分は何をなすべきかという自覚が生まれ、それが自分の存在意義になり、ひいては生きる意味につながるものではないかと考えております。私はこれを協働の原理だと解釈しております。その上で協働のまちづくりとは、個人でできることは個人で、個人でできないことは団体で、団体でできないときは行政と共にが原則だと理解いたしております。

全体として簡単に言いますと、自立を軸にあらゆる施策を人権、環境、協働のフィルターを通じて「ほほえみ・ときめき野洲市」を創造していこうということになります。

その基本的な施策の方向は、昨年の第2回臨時会の施政方針でも申し上げましたとおり、 経済面は「流出から地域循環へ」、福祉面は「施設から地域へ」、教育面は「知識から知恵 へ」、環境面は「地域から地球の視点へ」、また、まちづくりの手法については「行政から 地域へ」を合い言葉に、大きな流れつくっていきたいと考えています。

以上、合併やまちづくりに対する考えや方向を述べさせていただきました。

それでは、平成17年度は、今述べさせていただきましたまちづくりを本格的に軌道に

乗せると共に、合併協議で議論されました諸課題の解決に向けて着実な第一歩を踏み出さなければならない年でございます。また、緊急の課題として位置づけられるものについては速やかに具体的に事業を実施に移し、市民の融和と地域の一体性を確保するために必要な施策については早急にその道筋を付けなければならない年でもあります。

主な施策といたしましては、まず、防災と防犯体制の整備を緊急の課題として位置づけています。いつ起きても不思議ではないと言われます琵琶湖西岸断層地帯地震や東南海・南海地震、台風による水害等に対し、市民の生命と財産を守る防災体制の整備が必要です。現在、地域防災計画の策定に取り組んでいるところですが、総務部総務課に消防防災室を設置し、市民の危機管理や、地域の自主防災組織の育成や連携など、より具体的な施策を推進していきたいと考えています。また、市民の生活を脅かす「振り込め詐欺」や、小学生の誘拐事件、最近では母校生徒による教職員殺傷事件など、市民生活を脅かす犯罪が多発していることから、市民課に生活安全室を設置し、関係機関と連携しながら早急に今後の対策を講じていきたいと考えております。

次に、まちづくりの基本理念である人権、環境、協働をあらゆる施策に反映するため、 従来からあります人権尊重のまちづくり推進本部に加え、環境行動推進本部と協働推進本 部を政策推進課に設け、横断的マネジメントをするものとしてマトリックス型の組織運営 を展開いたします。

協働のまちづくりの原点である市民活動の促進については、政策推進部に市民活動促進課を設置し、市民活動の把握やコミュニティー開発、また、まちづくり基金などによる資金的な支援、また、それを担保とする法制度や金融・税優遇策など、コミュニティーの自立をサポートする仕組みなどを検討しつつ、市民活動促進計画を策定いたします。

また、協働を自治体運営の基本にとらえるため、(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けて着手してまいりたいと考えています。内容は、野洲市の最高の法規として位置づけ、行政への市民参加の保障や、自治体運営の民主性と透明性を高めることをうたうと共に、公共サービスの充実につながる市民社会の活動創出に向けた協働の基本的な仕組みを定めていく方向で考えています。

次に、野洲市の希望ある未来を目指し、市内の土地利用や市街地の将来像を写し出す計画づくりに着手し、中・長期的な野洲市の将来ビジョンを市民の皆さんと共に考えていきたいと思います。また、それと共に行政評価システムを活用し、施策ごとに目的と成果指標を明確に定め、また、それを市民の皆さんに問いかける中で、常に改善できるものに仕

上げていきたいと考えています。

その他、主な施策として、福祉面では地域福祉計画の策定に着手、教育面では中学校給食の開始に向けた整備や、小学校の少人数指導の充実、経済面では工業振興条例に伴う起業支援や地産地消を後押しする「まちの駅」構想に着手いたします。これらの事業をはじめ、すべての取り組みについて、共感、改善、活力ということを念頭に置き、積極的にチャレンジしてまいります。

さて、昨今、日本経済は踊り場状況から脱し切れず、景気の回復力は脆弱なものとなっております。このような中、国では三位一体の改革により、平成17年度は1兆1,239億の国庫補助負担金の削減を行う一方で、1兆1,159億の税源移譲をすることが示され、地方交付税においては前年度の交付総額を確保されることが明らかになったものの、現実的には財政制度自体が維持できなくなるという、財政の構造的問題が発生しつつあり、さらに経済動向を見ましても、今後、より一層厳しい財政環境に陥ることが予想できます。

こうした厳しい財政環境下で自治力が試される時代にあって、むしろこのことを地方主権に向けてのチャンスと受けとめていくことが肝要であると考えています。しっかりと時代の流れを見極め、またつくり、市民との対話を通じて行政課題に的確に対処すべく、全精力を傾注する所存でございます。議員各位の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成17年度予算審議の議会冒頭にあたり、私の所信表明とさせていただきます。

議長(秦 眞治君) 次に、教育方針について、教育長より説明を求めます。 教育長。

教育長(大堀義治君) おはようございます。

教育方針を説明させていただく前に、一言おわびを申し上げます。

文化財保護行制につきましては、昨年来、多々ご心配をおかけしてまいりましたが、本年1月1日付で人事異動等を行うことで一応の区切りを付けさせていただきました。そして現在、未作成でありました報告書の作成等に他の所属も応援をするような形をとりまして取り組んでいるところでございます。ここに改めておわびを申し上げますと共に、教育行政の信頼回復に全力を傾注してまいりたい、このように思います。どうかひとつ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成17年度の教育方針を説明させていただきます。

議員の皆様には、平素から野洲市の教育の充実発展のために深いご理解とご協力を賜っておりますことに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、平成17年度の教育方針につきましては、新市誕生の初議会におきまして表明いたしました野洲市の教育方針を踏襲しながら、私なりの思いを少し付け加えさせていただきたいと思います。

国の義務教育改革の方向づけでは「国の責任を確実に果たしつつ、地方や各学校の創意工夫を生かした教育が実現できるようにする」といたしまして、学力の向上、豊かな心の育成や健やかな体づくりを上げています。さらには食育の推進、不登校や問題行動への適切な対応、キャリア教育、特別支援教育、就学前教育における幼稚園・保育園の一体化等々に触れております。

また、社会教育面では、生涯学習、スポーツ・文化の振興や、国際化への対応、人権教育、環境教育等の推進に努めるとしています。

このような国の流れの中で、地方の教育現場におきましては、いじめや不登校に関わる課題、子どもが犠牲になるような犯罪や虐待の問題、また青少年による凶悪犯罪等、多くの課題や問題がございます。これらの状況を踏まえ、家庭や地域、学校が協働し、乳幼児期からの家庭教育はもちろん、地域社会全体で教育力を高めると同時に、子どもたちが安全で安心できる学校や園、地域社会をつくっていくことが求められています。

本市においても同様の認識に立ちまして「ほほえみ・ときめき野洲市」の実現を目指して教育の拡充に努めてまいります。具体的には次の3つを目標にして「人権と環境を基盤としたすべての人が生きる意味を実感できる地域づくり」を目指したいと思います。

第1は、「人権文化の創造と出会い・語らい・認め合う生涯学習のまちづくり」であります。これまで人権・同和教育を推進する中で、人権を尊重する地域づくりを目指す仲間は確実にふえてまいりました。そして、部落差別をはじめ、あらゆる差別問題を解決しようとする人権教育への広がりを見せてきました。互いに人を思いやり、人と協働し、「ほほえみ・ときめき」を共有し合う地域社会、あるいは、人と人とのネットワークを築きながら生涯学習を推進し、人権問題解決への実践力を高めることが人権文化の創造であると認識いたしまして、人権・同和教育を進めてまいります。

第2は、「新しい時代を切り拓く知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい人づくり」を目指します。学校週5日制が完全実施されまして、総合的な学習の推進や教育内容の精選など、教育改革は着実に進行しました。しかし、子どもたちの土曜日、日曜日の過ごし方や、学力保障に係る課題が新たに生じてきました。

また、教育活動全体を通じて行う道徳教育、環境教育、情報教育、性教育等々、教科指

導の他にいろいろな教育が学校に導入されております。これらの教育は、いずれをとりましても大切でございまして、教科指導と共に実施しなければなりません。このような状況から、不易と流行の観点で教育を見直し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めたいと思います。

第3には、「暮らしに潤いと生きがいをもたらすスポーツ、芸術や文化を楽しめる環境づくり」であります。人生80年時代が到来いたしまして、自由時間が増大してきました中で生涯にわたって生き生きとした人生を送るためには、生涯学習の推進が大切であります。教養や趣味のための学習、芸術鑑賞や創作活動、気軽にスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブの活動等々でございます。これらの活動は、個性を尊重し、創造性を培い、自己を実現して精神活動を豊かにする自主的な活動でございます。このような文化・体育活動は、「ほほえみ・ときめきのまち」を実現させるためにはなくてはならない活動でありますので、積極的に支援したいと思います。

以上、3つの基本的な目標を持ち、その目標を達成するため、各種の事業に取り組みます。その主たる事業の概要は次のとおりであります。

まず、市内全幼稚園の3年保育の実施に向けて北野幼稚園の増築工事を実施します。また、中学校給食の完全実施に向けまして、新しい学校給食センター整備のため、用地の確保と造成工事等に着手いたします。さらに、学力向上のための少人数指導、特別支援教育の推進と障害児学級の支援、そして、人権・同和教育の推進に必要な学校教育指導員を配置いたします。また、学校安全を図るため、教職員を対象に危機管理強化の実践的研修を行うと共に、家庭や地域の協力もお願いしながら、子どもの安全確保に努めたいと思います。

社会教育施設整備としましては、野洲文化ホールの空調の整備、歴史民俗博物館のリニューアルの基本計画策定などを計画しています。

なお、本年11月、第9回全国義民サミットが当市で開催されます。この実行委員会運 営等に係ります補助、また郷土の偉人の副読本作成などが主な事業であります。

以上、平成17年度の教育方針について、私の所信を述べさせていただきました。議員 の皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

(日程第4)

議長(秦 眞治君) 委任専決第1号委任専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて) 市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衞門君) 本定例会につきましては、報告事項といたしましてただいまの委任専決報告が1件と、また議案といたしまして、条例の制定が4議案、条例の一部改正が9議案、平成17年度予算が12議案、平成16年度補正予算が5議案、平成16年度決算の認定が22議案、市道の認定及び廃止が1議案、その他5議案の合計59件についてご審議を願うことになっておりますので、あらかじめ申し上げまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいま議題となっております委任専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を説明申し上げます。

平成16年10月31日午後6時ごろ、市道久野部小南線、そのうちの小南地先のことでございますが、及び平成16年11月1日午後7時30分ごろ、市道三上市三宅線、これは三上地先でのことでございますが、の道路上において発生した2件の事故に対し、損害を与えたことによる損害額、物損分1万2,674円を専決処分して補償しようとするものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

(日程第5)

議長(秦 眞治君) 日程第5、議第1号から議第58号まで、野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例他57件を一括議題といたします。事務局より議件の朗読をいたさせます。

 別会計予算、議第20号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第21号平成 17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第22号平成17年度野洲市野洲 川農地開発事業特別会計予算、議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会 計予算、議第24号平成17年度野洲市土地取得特別会計予算、議第25号平成17年度 野洲市水道事業会計予算、議第26号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 議 第27号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)議第28号平 成 1 6 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)議第29号平成16年度野洲市 工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)議第30号平成16年度野洲市水道事業 会計補正予算(第2号)議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定につ いて、議第32号平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、 議第33号平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 3 4 号平成 1 6 年度中主町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第 3 5 号平成16年度中主町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第36号平成 16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第37号平成1 6年度野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第38号平成16年 度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第39号平成16 年度中主町水道事業会計決算の認定について、議第40号平成16年度野洲町一般会計歳 入歳出決算の認定について、議第41号平成16年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について、議第42号平成16年度野洲町老人保健医療特別会計歳入歳出決 算の認定について、議第43号平成16年度野洲町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について、議第44号平成16年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について、議第45号平成16年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入 歳出決算の認定について、議第46号平成16年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算 の認定について、議第47号平成16年度野洲町基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について、議第48号平成16年度野洲町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について、議第49号平成16年度野洲町等社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決 算の認定について、議第50号平成16年度野洲町水道事業会計決算の認定について、議 第51号平成16年度野洲郡行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議第5 2 号平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳出決算の認定について、議第53 号市道路線の認定及び廃止について、議第54号滋賀県自治会館管理組合規約の変更につ

いて、議第55号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第56号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、議第57号野洲川-1地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の協議に関して議決を求めることについて、議第58号野洲川-3地区基幹水利施設管理事業の事務の受託の協議に関して議決を求めることについて。

以上であります。

議長(秦 眞治君) 議件の朗読が終わりましたので、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山﨑甚右衞門君) それでは、議第1号から順次説明を申し上げます。

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、ご説明申し上げます。

昨年8月に地方公務員法が改正され、地方公共団体は人事行政運営の公正性、透明性を高めるため、条例の定めるところにより、その状況について公表を行うこととされました。 野洲市及び合併前の両町においても、住民の理解を得るために職員の給与や定員管理などの状況について毎年広報紙に掲載するなどして公表しておりましたが、今回この条例により、さらにその透明性を高めるようにとするものでございます。

条例の内容につきましては、任命権者や公平委員会がそれぞれの人事行政運営の状況の報告を行う時期及び内容について定め、その報告を受けた市長はそれを取りまとめ、毎年10月末までに公表するよう規定しております。

また、公表の方法については、庁舎の掲示場に掲載し、情報公開コーナーで閲覧に供する他、市の広報紙やホームページ上に掲載することで、広く市民に公表を行おうとするものでございます。

なお、この条例につきましては平成17年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第2号野洲市コミュニティセンター条例について、ご説明申し上げます。

新市まちづくりの理念である「人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり」を目指し、市民と行政の協働がつくるまちづくりを進めていくためにコミュニティセンターを市民活動の拠点として位置づけるため、本条例の制定を行うものでございます。

今日までコミュニティセンターは野洲市公民館条例の中で位置づけをしておりましたが、 市民活動の行政の窓口の一元化を行おうとするもので、この条例を制定するものでござい まして、この条例につきましても平成17年4月1日から施行するものでございます。

議第3号野洲市工業振興条例について、ご説明申し上げます。

工場等の誘致は、構造的な不況の中、コストを抑えるため、分散していた工場を1カ所に集中する傾向や、また、海外へ進出する企業も多くあり、厳しい状況にあります。本市においても企業撤退後や民間開発による工業団地への企業進出が進まない状況にあり、法人税の落ち込み、遊休地の増加や失業者の増加等、懸念するところでございます。このことから、工業団地等を持つ多くの市町では誘致促進を目的とした支援策を打ち出されており、また、今日では支援策が企業進出の大きなキーワードとなっていることから、多くの市町で新手の支援策が打ち出され、企業誘致への自治体の攻勢が強化されております。以上の背景等から、本市においても企業誘致を進めるため、企業訪問や先進事例を研究するなど、鋭意検討をしてまいりました。

条例の内容につきましては、用地取得、建築設備等に対する助成をはじめ、特に新市のまちづくりの基本理念である人権と環境の視点を入れた支援策を取り入れております。このことにより企業立地を推進し、税収の確保や雇用の創出、本市まちづくりへの波及効果を図るものでございます。この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

議第4号野洲市法定外公共物管理条例について、ご説明申し上げます。

地方分権一括法の施行により、平成17年4月から、国有財産である法定外公共物、と申し上げますと、いわゆる公図上で青線、赤線と今まで言ってきた部門でございますが、 里道や川、水路等が市町村に譲与されることになりまして、その管理のために条例を制定するものでございます。

なお、この条例につきましても平成17年4月1日から施行するものでございます。

議第5号でございますが、野洲市税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本条例は、国において不動産登記法の施行に伴う関係法令等に関する法律が本年の3月 7日から施行されることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は文言の改正でございます。「土地登記簿」及び「建物登記簿」をあわせて「登記簿」と呼ぶように改めるものでございます。公布の日から施行いたします。

議第6号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本条例は、合併協議の結果に基づき、合併した年度に限り不均一課税としている国民健 康保険税の税率を平成17年度から統一するために行うもので、率の設定にあたっては旧 両町を合わせた市全体の医療費の動向により、医療費分に必要な賦課総額を求め、計算したものでございます。

また、介護給付金についても医療費分と同様に、納付予定額から必要な税率を算出したものでございます。

改正の主な内容は、応能割の資産割を縮減し、その分を所得割へ移行した、こういうことでございます。

なお、本条例につきましては平成17年4月から施行いたしますが、16年度分までに ついてはなお改正前の税率を適用する、こういうことでございます。

議第7号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本条例は、議第2号で野洲市コミュニティセンター条例及び議第8号で野洲市公民館条例の一部を改正する条例に関連しまして、各コミュニティセンターの使用料に関する内容の一部を改正するものでございます。これらの条例につきましても17年4月1日から施行いたします。

次に、議第8号野洲市公民館条例の一部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

本条例は、議第2号野洲市コミュニティセンター条例についてご説明申し上げましたように、市民と行政の協働がつくるまちづくりを進めていくため、コミュニティセンターを市民活動の拠点として位置づけたことによりまして、本条例の一部を改正するものでございます。これも4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議第9号でございますが、野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

平成17年1月1日に施行されました児童福祉法の一部改正に伴い、本条例で同法の引用規定の条番号が変更されたことにより、所要の改正を行うものでございます。この条例は公布の日から施行しまして、1月1日に遡及適用するものでございます。

議第10号につきまして、説明を申し上げます。

野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、本条例は、退職者医療の関係団体相互間の連携を図り、退職者医療制度の円滑な運営に資するため、国民健康保険運営協議会に被用者保険等、保険者を代表する委員を加えることができる制度に改められたことから、本市国保運営協議会にその代表の一部を新たに追加しようとすることを主な改正とするものでございます。

第2条でその関係の追加規定を、第9条では字句の統一化を図るものでございます。また、11条では国民健康保険法第113条違反の者に対する罰則の対象者に新たに世帯主を追加するものでございます。この条例につきましても17年4月1日から施行いたします。

次に、議第11号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本条例は、市制施行による介護保険事業計画の見直しに伴いまして、平成17年度の第1号被保険者に係る介護保険料率を改定すると共に、介護保険事業計画の策定期間について改正しようとするものでございます。

第13条では、第1号被保険者に係る所得段階別に介護保険料を見直すこととし、第1段階、生活保護受給者、または市民税が非課税である老齢福祉年金受給者から、第5段階、市民税が課税である合計所得額が200万円以上の者までの、各段階における保険料年額をそれぞれ改正するものでございます。また、第15条第4項に規定する平成16年度における賦課期日後の旧両町間の転居に係る保険料の適用についての特例規定を削除するものであります。

なお、本条例につきましては17年4月1日から施行いたしますが、16年度以前に遡及する介護保険料の賦課につきましては改正前の条例を適用しようとするものであります。

議第12号中主町こどもの家設置条例の一部を改正する条例及び議第13号野洲町こどもの家設置条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

学童保育所については、旧中主町、旧野洲町とも公設民営でありましたが、旧野洲町では保護者会委託、旧中主町では社会福祉協議会委託と、運営委託先に違いがございました。 平成 1 7年度からはこれを一元化し、社会福祉協議会などの公共的団体に委託すると共に、 学童保育料徴収において、旧野洲町では保護者会が徴収、旧中主町では町で徴収しており、 保育料にも違いがありました。今回これを一元化し、全区域において保育料を統一し、市での徴収とするため、条例の改正を行うものでございます。

なお、本来であれば、新市での新たな条例制定をするべきところでございますが、地方 自治法が改正されましたことによりまして、新規条例を制定する場合は委託することがで きず、指定管理者制度または直営制度のみとなります。野洲市では平成18年度から指定 管理者制度を実施する予定であり、他の公の施設と同時に施行するため、今回、暫定施行 としている旧野洲町及び旧中主町の条例の改正をするものでございますので、ご理解をい ただきたいと思います。

なお、この条例につきましては平成17年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第14号から議第25号までの平成17年度一般会計及び特別会計の予算について、ご説明を申し上げます。

まず、野洲市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億9,200万円と定めるものであります。これは、平成16年度旧2町の当初予算比較では3億7,900万円の増、対年度比では2.1%の増となったところでございます。

平成17年度の主な新規あるいは拡充事業を別冊の予算資料に基づきご説明を申し上げます。

それでは、資料の11ページをご覧下さい。

第1点目の「豊かな人間性をはぐくむまち」について、説明を申し上げます。

新市を舞台に演じる主役は市民であり、幼児期から始まり生涯にわたる豊かな人間性をはぐくむ教育の充実と、自然と歴史に彩られた薫り高い文化の創造を目指すものであります。

ソフト事業では、学童保育所の運営について保護者の負担軽減を図るため社会福祉協議会への委託や、少人数指導による児童の学力向上等を図るため少人数指導等学校教育指導員を市単独事業で設置いたします。また、平成17年11月に銅鐸博物館において開催が予定されております第9回全国義民サミットの実行委員会に対し運営補助を行います。また、男女共同参画社会の実現に向けて市民意識調査を実施し、野洲市男女共同参画行動計画の策定を行います。

ハード事業につきましては、市内全幼稚園の3年保育の実施に向け、北野幼稚園の増築 改修工事、中学校給食の完全実施に向けての新給食センターの用地確保、造成工事等に着 手いたします。また、小学校体育施設開放の充実を図るために、中主小学校夜間照明設置 工事を行います。

次に、2点目の「人々が支え合う安心なまち」について、説明を申し上げます。

市民一人ひとりが生きる喜びを実感し、生き生きと輝くために、市民が共に支え合い、 健康で安心した生活を送ることができる、共生と安心のまちを目指して事業を展開いたします。

ソフト事業では、新規事業として、介護予防活動を促進するためのパワーリハビリテー

ションの事業の実施、心の健康づくり学習会の実施や、野洲市地域福祉計画の策定に着手いたします。また、合併協議の中で議論され、決定された事業として、乳幼児の福祉医療助成をはじめ、心身障害者と高齢者への紙おむつ購入助成、在宅重度障害者と在宅寝たきり等高齢者への介護激励金の支給、並びに重度心身障害児養育激励金の支給事業等の拡充を図ります。

ハード事業については、身体障害者療育施設への整備補助、障害者スポーツ施設の実施設計を行います。また、地震や台風などの、ライフラインが寸断される災害でも市民に情報を的確に伝達する手段として、防災行政無線を整備いたします。

次に、13ページをご覧下さい。

交通バリアフリー道路特定事業計画策定調査は、野洲駅を中心としたおおむね1キロメートルの範囲においてバリアフリー化を推進するため、計画策定を行うものであります。 次に、3点目の「美しい風土を守り育てるまち」について、説明を申し上げます。

野洲川、琵琶湖、三上山、田園などの美しい景観に恵まれた美しい風土は新市の貴重な財産であります。こうした美しい風土を守り育て、次世代に引き継いでいくため、環境に優しいまちを目指します。野洲市において環境に関するマスタープランとして、野洲市環境基本条例に基づいた野洲市環境基本計画を策定いたします。また、環境と経済が調和した小規模分散型エネルギー社会づくりを推進することを目的として、新エネルギービジョン計画の策定を行います。

次に、4点目の「地域を支える活力を生むまち」について、説明を申し上げます。

新市の産業は、米づくりを中心とする農業と、製造業等の大規模工場の立地にその特色があります。製造業を中心とした産業は、新市の経済を支え、雇用の機会を与え、ひいては地域に活力を生む源泉となり、これら基幹的な産業の競争力を維持発展させると共に、新産業の創造を目指してまいります。野洲市工業振興条例に基づき、緑化推進、環境負荷低減設備設置や、ISOの認証取得の環境関連事業を行う事業者に対し、助成を行います。また、地産地消を推進し、消費者と生産者が直接交流できる場として「まちの駅」についての構想を策定すると共に、農産物の流通の合理化、農作業の効率化を目的として農道等の整備も行います。

次に、14ページをご覧いただきたいと思います。

次に、5点目の「潤いとにぎわいのある快適なまち」について、説明を申し上げます。 豊かな自然を生かしつつ、新市の均衡ある発展を牽引するため、潤いが感じられる快適 な都市空間の創造を目指します。第2次野洲市国土利用計画の策定については、国土利用計画法の規定に基づく本市の土地利用について、総合計画に係る基本構想とあわせて計画を策定するもので、都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランについても、国土利用計画との整合性を図りながら策定に着手するものであります。

野洲川右岸線道路改良工事については、新市まちづくり計画において整備推進がされました旧野洲川北流右岸の乙窪地先から井口地先までの間を整備いたします。

公共交通の利便性の向上を図るため、旧野洲町域で運行されている市内循環バスを市内 全域に拡大し、4路線を運行することといたします。

次に、野洲駅前排水対策計画の策定については、大雨のたびに溢水を繰り返す野洲駅南口周辺の祇王井川について根本的な解決を図るため、検討に着手いたします。

また、防犯灯管理費の補助については、自治会が管理する防犯灯の電気料金についての助成を行おうとするものであります。

次に、6点目の「市民と行政の協働がつくるまち」について、説明を申し上げます。 新市が個性ある暮らしやすいまちづくりを進めていくため、市民、企業、行政がパート ナーシップを確立して、交流、連携、協働し、共に地域を支えていくことを目指します。 15ページをご覧下さい。

ソフト事業では、第1次野洲市総合計画の策定については、新たな将来像を目指し、中・ 長期的な展望を示した上で、地域課題に対応した市民起点の実効性のある総合計画を策定 するものであります。策定にあたっては審議会等を設置すると共に、行政評価システムの 構築及び国土利用計画等関係計画書の作成と連携を行い、本計画の策定を行います。(仮 称)まちづくり基本条例制定に向けた検討委員会の設置、住民活動データブック新市版の 作成に取り組みもいたします。

ハード面では、旧中主町の地域住民の生涯学習の場と地域コミュニティーの活動の拠点の場としてコミュニティセンターひょうず及びコミュニティセンターなかさとの整備に着手いたします。また、地域インターネットワークシステムの第2次整備を行い、さらに充実した行政情報システムの構築を行います。

続きまして、各特別会計予算について、説明を申し上げます。

それでは、平成17年度特別会計予算書の1ページをご覧下さい。

議第15号平成17年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ33億1,442万6,000円で、前年対比6.2%の増となりました。本

市の国民健康保険の状況は、加入者数は年々増加の傾向にあり、医療費総額も増加しております。

歳出では、療養給付費で過去5年間の実績のもとに5%の増加を見込んでおります。また、健康づくりの一環として人間ドック健診助成の経費も盛り込んでおります。

一方、歳入では、合併年度においては国保税において両町間で不均一課税となっておりますが、17年度からは税率を統一することになっておりますことから、基金の取り崩しや剰余金等を勘案し、必要な賦課総額を求め、税率の設定を行っております。

次に、議第16号ですが、41ページをご覧いただきたいと思います。

平成17年度野洲市老人保健事業特別会計予算について、歳入歳出それぞれ30億3, 464万1,000円で、対前年度比は1.1%の増となりました。

平成14年10月の医療制度改革により、老人医療受給者数はこの1年で4%減少しておりますが、医療費総額はほぼ横ばいと言える状況で推移いたしております。このことは、1人当たりの医療費が増加していることを示しております。平成17年度の医療給付費につきましては、受給者数の減少などを見込んで計上いたしております。

次に、予算書の61ページをご覧下さい。

議第17号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出それぞれ 22億5,023万6,000円で、対前年度比12.2%の増となりました。

内容を申し上げますと、保険給付費では、居宅介護サービス給付金の急激な高騰の傾向を踏まえて予算を見込んだところであり、前年度旧町当初予算の合算額より約13%の増となっております。また、公債費については、旧中主町において平成14年度に借り入れた財政安定化基金借入金についての償還金を計上いたしております。

一方、歳入では、合併年度について旧町の保険料額を引き継ぐ不均一賦課といたしたところですが、平成17年度ついては全市統一の保険料額を算定し、計上したところでございます。

次に、101ページですが、議第18号平成17年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,467万5,000円で、前年度と同額となったものでございます。野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を一般会計に返済する予算を計上しております。

次に、議第19号、115ページですが、平成17年度野洲市下水道事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ23億6,528万6,000円となり、前年対比が1.

8%の減となったところでございます。

概要については、平成17年度における整備予定地域では中畑区画整理内並びに高木地 先で整備面積は約19ヘクタールを計画しており、平成17年度末には公共下水道事業で 1,158.1ヘクタールが整備済みとなる見込みであります。

また、普及率につきましては平成17年度末で99.69%となる予定であります。

今後におきましても、未整備地域の整備の促進と水洗化を推進し、下水道経営の健全化に努めてまいりたいと思います。

次に、予算書153ページをご覧下さい。

議第20号平成17年度野洲市墓地公園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,324万2,000円となり、対前年度比で62.8%の減となりました。

概要につきましては、墓苑の良好な維持管理に努めるための経費と下水道への接続工事 経費を計上したものでございます。平成16年度に区画整備が完了し、大幅な減となった 次第でございます。

次に、予算書の171ページ、議第21号平成17年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,508万9,000円となり、対前年度比50.6%の増となったものであります。

概要につきましては、基幹水利施設石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したものであります。

次に、議第22号平成17年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算につきましては、 歳入歳出それぞれ2,006万1,000円と定めたところでございます。現在、野洲川 廃川敷地等において進められております県営農地開発事業につきましては、自然農道の舗 装を含め、16年度ですべての事業が完了する予定でございます。事業完了に伴い、平成 17年度において野洲川農地開発事業特別会計の精算を行うものでございます。

次に、予算書の199ページでございますが、議第23号平成17年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億5,286万5,000 円と定めたところでございます。本予算は、大規模小売店舗の進出を見込んでの予算編成となっております。

歳入では、財産収入で、大規模小売店舗の進出受け入れに伴い発生します財産貸付収入と、工業台地第6ロットの土地売却収入を見込んでおります。

一方、歳出では、公債費で平成13年度に借り入れた地域開発事業債の元金償還金を計

上いたしております。

次に、議第24号平成17年度野洲市土地取得特別会計予算につきましては、歳入歳出 それぞれ5,417万4,000円となり、対前年度比11.1%の増となったところで ございます。

概要につきましては、先行取得した公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したものでございます。

次に、議第25号平成17年度野洲市水道事業会計予算について、説明を申し上げます。

それでは、主な内容についてでございますが、まず、第2条において業務の予定量を定めたものでございまして、給水件数につきましては年間1万4,500件で、年間総給水量は638万7,500立方メートル、1日平均給水量は1万7,500立方メートルを予定しております。

主な建設改良事業つきましては、引き続き配水管整備事業や水源地整備事業を計画いたしております。安全でおいしい水供給に努めてまいりたいと思います。

次に、平成16年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、ご説明を 申し上げます。

別冊の平成16年度野洲市補正予算関係議案をご覧いただきたいと思います。

議第26号平成16年度野洲市一般会計補正予算(第2号)について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,378 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,622万とするものであります。

次に、地方債の補正でございますが、10、11ページになります。第2表「地方債補正」をお願いいたします。追加につきましては、減収補てん債で大手法人による法人市民税の減収に伴いまして7億円を新たに追加するものであります。変更につきましては、それぞれ事業の確定に伴い変更を行うもので、廃止につきましては、吉川地区の廃川敷地に係る県事業の公園整備に対する工事負担金が減額となり、起債発行の限度額に満たないことから、廃止するものでございます。

それでは、歳出の主な内容について、増額補正を中心にご説明を申し上げます。減額したところの説明は割愛させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

まず、財産管理費でございますが、西河原地先の市有地を今回売り払いするに伴いまし

て、当該土地の一部が土地開発基金の管理となっておりましたことから、土地開発基金に 用地費を戻すために土地購入費406万9,000円、分筆費用29万3,000円を合わせて436万2,000円を追加するものであります。

次に、32、33ページをご覧下さい。自治振興費でございますが、コミュニティー活動推進事業費で1,453万4,000円の減額につきましては、自治会活動活性化補助金において西河原自治会管理の村中財産の売り払いに伴い、売却収入の同額を補助金として交付することにいたしておりますが、本年度、各自治会活動の事業費確定に伴いまして1,363万6,000円の減額となったものでございます。

38、39ページをご覧下さい。障害者支援事業費で1,714万5,000円を増額しておりますが、これは居宅介護等のサービス利用者及び利用時間が増加したことによるものであります。

次に、40、41ページでございますが、学童保育所施設整備事業費で444万8,0 00円を増額いたしました。

次に、42、43でございますが、生活保護費で被保護者の増及び医療費扶助の増により1,337万9,000円を増額するものであります。

次に、衛生費でございますが、46、47ページでございます。じんかい処理施設費で、中間処理施設1,611万8,000円の減額につきましてはクリーンセンター施設修繕工事等に係る入札差金を減額するものでございます。

続いて、農林水産業関係でございますが、48、49ですが、農業振興費で地域農政推進対策事業費で157万1,000円を増額しております。これは、農地流動化促進事業で当初計画より農業者及び面積がふえたことにより、助成金163万9,000円の追加となったものでございます。

続きまして、土木費関係でございますが、52、53ページでございます。道路橋梁維持費で、今年度に入り、積雪等、道路の凍結を防ぐため融雪剤散布をする機会が多かったことから、散布委託250万円を追加するものであります。

次に、道路新設改良工事費で465万5,000円の増額につきましては、主要地方道 野洲中主線等の県営事業の変更に伴う負担金の増によるものでございます。

次に、街路事業費で、都市計画事業整備につきましては、本年度の事業推進状況から、 国庫補助対象事業を精査・変更したことにより2,217万7,000円を減額し、地方 特定道路整備事業費につきましても、事業の進捗状況により2,158万1,000円を 減額するものであります。

次に、56、57ページでございますが、住宅費でございます。公営住宅建設事業費では3,340万5,000円を増額しておりますが、これは国の補正予算に伴う追加内示により、前倒しで和田団地の建設工事を追加するものであります。

続いて、消防関係でございますが、58、59ページです。非常備消防費で、消防団活動費で539万5,000円の増額につきましては、消防団員の活動服を更新するための費用を計上したものであります。

また、災害対策費、災害対策事業では兵主地区に新たに防災倉庫を設置するための経費として141万8,000円を追加するものであります。職員の水防活動等の活動服及び防災倉庫の備蓄資材の購入費692万3,000円を計上しております。

続きまして、教育関係につきまして、説明を申し上げます。

本年度の決算見込みと各種事業費の精査によりまして減額補正を行ったものでございますが、66、67ページをご覧いただきたいと思います。

中ほどにあります発掘調査事業でございますが、496万9,000円の増額となっておりますが、今年度、原因者負担により実施をしてまいりました発掘調査の事業費が確定したものについて、旧町で受けておりました原因者負担を還付するものであります。

以上が歳出補正の主なものでございますが、これに見合う歳入の主な内容については、 18、19へ戻っていただきたいと思います。

まず、市税について、個人市民税で1,264万5,000円を増額しておりますが、 打ち切り決算において旧町決算剰余金に税が含まれておりましたことから、決算剰余金を 減額し、収入振替を行ったものでございます。

次に、分担金負担金、使用料及び手数料、並びに次のページの国庫支出金、また22、23ページの県支出金につきましては、それぞれ補助対象事業の確定に伴う補助金等の精査を行ったものでございます。

次に、26、27ページでございますが、財産収入では、不動産売り払い収入につきましては、歳出で申し上げましたように、西河原地先の市有地売却など、175万6,00 0円を計上いたしております。

次に、繰入金では、財政調整基金6億3,690万円、公共施設等整備基金3億1,600万円を減額しておりますが、これは翌年度以降の、17年度以降ですね、財政運営のために繰り入れを見合わせることにいたしました。

最後に、28、29ページをお願いしますが、市債関係でございますが、市債につきましては事業費の確定に伴いましてそれぞれ発行額を変更するもので、減収補てん債につきましては、冒頭に説明申し上げましたように、大手法人の減収に伴う措置で7億円を発行するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の概要でございます。

続きまして、特別会計補正予算について、説明を申し上げます。

また71ページへ戻っていただきたいと思います。

議第27号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正につきましては、既決の歳出予算の総額内において組み替え等の補正を行ったものでございまして、歳出予算の総額は変更はございません。

続きまして83ページをご覧下さい。

議第28号平成16年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、 補正内容につきましては、歳入歳出予算の総額から2,980万円を減額し、歳入歳出予 算の総額を16億5,009万円とするものでございます。

主な内容につきましてはそれぞれ項目に計上しておりますが、事業の確定見込み等により精査したものでございます。

続きまして、103ページをご覧下さい。

議第29号ですが、平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号) について、説明を申し上げます。

補正内容につきましては、歳入歳出予算の総額に9億5,969万5,000円を追加し、予算の総額を16億129万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、118、119ページをご覧下さい。公債費の元金9億6,540万円の追加につきましては、平成15年度に借り入れました借換債の短期運用に伴い、本年度末に市債元金を返済するものでございます。

これに見合う歳入につきましては、116ページをご覧下さい。市債において地域開発 事業借換債として9億6,540万円を増額し、平成15年度に借りかえました借換債の 短期運用に伴い、本年度末に借りかえを行おうとするものでございます。

最後になりますが、123ページをご覧いただきたいと思います。

議第30号平成16年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)について、説明を申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、高齢者福祉施設整備事業や下水道関連工事に伴う 排水管整備事業等の完了見込みにより、それぞれ事業費を削減するものであります。

以上で、一般会計並びに特別会計の補正予算案の提案理由の説明とさせていただきます。

議長(秦 眞治君) それでは、暫時休憩いたします。再開を40分からいたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

市長。

市長(山﨑甚右衞門君) それでは、続きまして、説明を申し上げます。

次に、議第31号から議第50号までの平成16年度中主町・野洲町一般会計他各会計の決算認定について、ご説明を申し上げます。

各決算認定案件は、2町の合併に伴いまして、地方自治法施行令第55条第2項の規定により、平成16年9月30日をもって行われた打ち切り決算について認定に付するものでございます。

打ち切り決算については地方自治法施行令第5条第3項の規定により、事務を継承した野洲市において決算審査を、去る1月25日から31日までの5日間にわたり、監査委員の方々にお願いして詳細な監査を受けたところでございます。後ほど監査委員さんからご報告をいただきますが、総括意見といたしましては、各会計の決算についてはいずれも関係法令を遵守し作成されており、その計数は正確であり、適正な予算執行が行われたものと認めるところのご意見をいただいております。

なお、各事業会計につきましては、書類上、年度途中で事業半ばにして決算を行う形となっておりますが、すべて新市において継承いたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

この決算の詳細につきましては後ほど収入役が説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案が前後いたしますが、私からは51号と52号の決算について、説明を申し上げます。と申し上げますことは、51号は組合を解散した決算ですし、52号は合併協議会の決算でございますので、いずれも管理者を行ったり、会長を行っておりましたので、これは私の方から説明を申し上げます。

野洲郡行政事務組合につきましては、昨年の9月30日をもって解散し、翌10月1日、

事務並びに財産のすべてを野洲市に継承し、現在、市の施設として管理運営を行っております。業務内容については大きな変化はなく、ごみ処理も停滞することなく円滑に遂行いたしております。

それでは、決算の概要でございますが、まず、歳入歳出決算書の2ページから3ページ をご覧下さい。

歳入歳出予算額8億5,609万8,000円に対し、歳入決算額は4億795万6,438円で、収入率は47.7%でございます。一方、歳出決算額は3億9,276万2,552円で、執行率は45.9%でありました。歳入歳出差し引き1,519万3,886円につきましては、組合の解散に伴いまして野洲市に引き継いだものでございます。

次に、議第52号でございますが、平成16年度中主町・野洲町合併協議会会計歳入歳 出決算の認定についてでございます。

中主町・野洲町合併協議会につきましては昨年の9月30日をもって廃止されました。この廃止に伴いまして、決算処理につきましては、9月15日に開催されました第22回の中主町・野洲町合併協議会におきまして、平成16年度の決算は事務を継承した新市の町において、これを新市の監査委員の監査に付し、その意見を付けて議会の認定に付す旨が確認されたことから、今回、提案をさせていただく次第でございます。

次に、議第53号でございますが、市道路線の認定及び廃止について、説明申し上げます。

旧野洲川北流廃川敷地における県営畑地帯開発整備事業に伴う換地処分による公衆用道路並びに開発工事等によって帰属を受けた公衆道路を市道に認定し、また廃止するものでございます。

議第54号滋賀県自治会館管理組合規約の変更につきまして、説明を申し上げます。

今回の規約の変更については、高島市、東近江市、米原市の設置に伴い、この区域を構成している市町村が廃止されたことによる規約の文言の整理及び構成団体名の名称変更並びに組合議会議員の選挙区、議員数の一部変更について提案するものでございます。

議第55号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、説明を申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、市町村合併により、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市並びに米原市が設置されたことに伴い、この区域を構成していた市町村が廃止されたことにより構成団体に変更があったため、規約を改正するものでございます。

なお、本規約につきましては滋賀県知事の許可があった日から施行するものでございま

す。

議第56号滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について、説明を申し上げます。 県下市町村の合併に伴い、構成団体の変更が生じたため、本組合規約を変更するもので ございます。

議第57号野洲川-1地区基幹水利施設管理事業の事務の委託の協議に関して議決を求めることについて及び議第58号野洲川-3地区基幹水利施設管理事業の事務の受託の協議に関して議決を求めることについてをご説明申し上げます。

国営の野洲川土地改良事業による造成された野洲川ダム及び石部頭首工については大規模で公共性が高い基幹水利施設として、その管理に対する補助制度である基幹水利施設管理事業の適用を受けるため、平成9年度から受益市町村、野洲川ダムについては土山町、甲賀町、水口町、甲西町、石部町、栗東町、守山市、野洲町、中主町の1市18町、石部頭首工にあっては、守山市、栗東町、野洲町、中主町の3市が近畿農政局から管理を受託し、事業を実施しておりました。さらに、関係市の中から、野洲川ダムについては旧土山町、石部頭首工については旧野洲町が委託を受けてこの事業の事務を執行しておりました。

平成16年10月1日の合併によりまして、この地区についても地方自治法施行令第5条の規定に基づき、甲賀市と野洲市がそれぞれ継承することになります。このため、野洲川ダム、石部頭首工は、野洲川ダムは甲賀市が、石部頭首工は野洲市が引き継ぎ、事務の委託を行い、執行していくことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法252条の2第3項による事務の受託の協議について議会の議決を求めるものでございます。

以上が私から説明を申し上げることでございます。

あとは収入役が説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(秦 眞治君) 収入役。

収入役(阪口和夫君) それでは、私の方から、議第31号から議第50号までの平成 16年度中主町・野洲町一般会計他各会計の決算の内容につきまして、ご説明を申し上げ たいと思います。

まず、平成16年度の中主町の決算資料の方をご覧いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

議第31号平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額25億1,093万8,465円、歳出総額24億258万8,820円で、歳入歳出差

し引き額1億834万9,645円を野洲市の一般会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第32号でございますけれども、平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額4億3,881万6,658円、歳出総額4億2,020万5,600円で、歳入歳出差し引き額1,861万1,058円を野洲市国民健康保険特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第33号平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額4億9,050万9,668円、歳出総額4億6,031万674円で、歳入歳出差し引き額3,469万8,994円を野洲市老人保健事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第34号平成16年度中主町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額3億778万7,022円、歳出総額2億8,408万3,373円で、歳入歳出差し引き額2,037万3,649円を野洲市介護保険事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第35号平成16年度中主町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額2億8,734万3,631円、歳出総額2億7,628万2,645円で、歳入歳出差し引き額1,106万986円を野洲市下水道事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第36号平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額3,351万1,771円、歳出総額3,065万2,628円で、歳入歳出差し引き額285万9,143円は合併時にこの会計を対処いたしましたことから、野洲市の一般会計に雑入として承継するものであります。

次に、議第37号平成16年度野洲川農地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額2万7,874円、歳出総額2万1,439円で、歳入歳出差し引き額6,435円を野洲市の野洲川農地開発事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第38号平成16年度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額174万9,897円、歳出総額1,366万3,739円で、歳入歳出差し引き額1,191万3,842円の赤字につきましては一時借入金で補てんをいたしております野洲市工業団地等整備事業特別会計に承継するものであります。

次に、議第39号平成16年度中主町水道事業会計決算の認定について、ご説明を申し 上げます。

別冊になっております平成16年度の中主町水道事業会計決算及び事業報告書の1ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業収益決算額につきましては9,784万8,970円で、これに対しまして水 道事業費用決算額は9,255万8,485円であります。

次に、2ページでございますけれども、資本的収支でありますが、資本的収入決算額は299万8,403円で、これに対しまして資本的支出決算額は5,548万2,801円であります。資本的収入が資本的支出に不足する額は損益勘定留保資金と消費税、資本的収支調整額で補てんをいたしました。

次に、野洲町の決算資料をお開きいただきたいと思います。平成16年度野洲町決算資料の1ページをお願いいたします。

議第40号平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額62億239万2,608円、歳出総額53億3,815万9,841円で、歳入歳出差し引き額8億6,423万2,767円を野洲市の一般会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第41号平成16年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額11億4,925万9,796円、歳出総額10億9,058万1,775円で、歳入歳出差し引き額5,867万8,021円を野洲市国民健康保険特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第42号平成16年度野洲町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額10億4,443万374円、歳出総額10億1,241万9,15 2円で、歳入歳出差し引き額3,201万1,222円を野洲市老人保健事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第43号平成16年度野洲町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が6億5,998万4,567円、歳出総額が6億3,773万160円で、歳入歳出差し引き額2,225万4,407円を野洲市下水道事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第44号平成16年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入及び歳出とも執行はございませんでした。

次に、議第45号平成16年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算の認定に つきましては、歳入総額6,132万5,941円、歳出総額2,319万8,868円 で、歳入歳出差し引き額3,812万7,073円を野洲市墓地公園事業特別会計に決算 剰余金として承継するものであります。

次に、議第46号平成16年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額2,443万7,412円、歳出総額2,443万7,346円で、歳入歳出差し引き額66円を野洲市土地取得特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第47号平成16年度野洲町基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認 定につきましては、歳入総額402万602円で、同額を野洲市基幹水利施設管理事業特 別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第48号平成16年度野洲町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額5億8,167万6,707円、歳出総額5億5,661万6,405円で、歳入歳出差し引き額2,506万302円を野洲市介護保険事業特別会計に決算剰余金として承継するものであります。

次に、議第49号平成16年度野洲町等社会教育主事共同設置特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額99万6,725円、歳出総額63万8,597円で、歳入歳出差し引き額35万8,128円は、合併時にこの会計を廃止いたしましたことから、野洲市の一般会計に雑入として承継するものであります。

次に、議第50号平成16年度野洲町水道事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

別冊になっております平成16年度野洲町水道事業会計決算及び事業報告書の1ページをお開きいただきたいいと思います。

水道事業の収益決算額につきましては3億6,867万6,594円で、これに対しまして水道事業費用決算額は3億2,984万9,644円であります。

2ページをお願いいたします。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入決算額は1,031万6,100円で、これに対しまして資本的支出決算額は4,152万4,194円であり、資本的収入が資本的支出に不足する額は過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

以上、簡単でございますけれども、決算認定議案の説明とさせていただきます。

なお、執行額の詳細につきましては、実績報告書をお手元に配付いたしておりますので、 ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(秦 眞治君) 議第31号から議第52号までの決算認定について、監査委員の 有馬和夫氏より、審査結果の報告を求めます。

監查委員。

監査委員(有馬和夫君) ただいま上程中の議第31号から議第52号までの各会計の 決算審査について申し上げます。

議会選出監査委員の田中榮太郎氏と過日審査を行いましたので、その結果について、ご 報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成16年度中主町・野洲町の一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成16年度中主町・野洲町水道事業会計決算に対する審査の結果を申し上げます。

まず、審査の対象といたしましては、平成16年度中主町一般会計歳入歳出決算、平成16年度中主町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町老人保健事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町文化財調査事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町工化財調査事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町工場団地等整備事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度中主町各基金運用状況、そして公営企業といたしまして平成16年度中主町水道事業会計歳入歳出決算を、野洲町につきましては、平成16年度野洲町一般会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町と人保健医療特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町墓地公園整備事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町基地公園整備事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町基地公園整備事業特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町土地取得特別会計歳入歳出決算、平成16年度野洲町基幹、平成16年度野洲町大道事業中の計議入歳出決算、平成16年度野洲町大道年度野洲町各基金運用状況、そして公営企業といたしまして平成16年度野洲町水道事業

会計歳入歳出決算、及び両町における合併協議会規約第20条第2項による合併協議会会 計歳入歳出決算並びに地方自治法施行令第5条の準用による野洲郡行政事務組合の一般会 計歳入歳出決算について審査をいたしました。

次に、審査の期日といたしましては、平成17年1月25日、26日、27日、28日、 31日の5日間であります。

審査の方法といたしましては、送付を受けました平成16年度旧両町の一般会計、各特別会計並びに旧両町の水道事業会計決算書類とその附属書類について計数の正確性及び適法性を慎重に精査すると共に、関係部課長及び関係職員から説明を求め、また、審査の意見書の構成、様式等については従来の旧両町の例を参考とし、できるだけ平成15年度の野洲町の審査意見書との統一を図り、平成16年度は通常の会計年度より短期間であることから、決算額、収納率、執行率等の年度間比較は数値を表に掲げるにとどめて、詳細な分析は行わないものとし、決算の正確性の検証を中心に審査を実施したところであります。

審査の結果といたしましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算はいずれも、決算計数に誤りはなく、予算は効率的に執行されており、総括意見として、各会計の決算は全般的に見て合法かつ適正であると認めます。

なお、決算意見書の内容につきましては、既にお手元に届いております意見書のとおり でございます。

最後に、審査結果の結びといたしまして、旧両町としての審査意見は今回が最終となりましたが、旧両町のすべての事務事業を継承してスタートした野洲市が「ほほえみ・ときめきのまち」として、市民が安心で充実した生活が送れる地域福祉の向上に向かって一層発展することを望むものであります。

以上で旧両町における平成16年度の各会計の決算報告といたします。

(日程第6)

議長(秦 眞治君) 日程第6、請願第1号から請願第3号まで、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願他2件を一括議題といたします。

まず、請願第1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に 関する請願についてを議題といたします。

紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

第17番、辻 藤雄君。

17番(辻 藤雄君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、私から、請願第

1号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について、請願書を朗読し、趣旨説明といたします。

請願の趣旨。

人権が確立された日本社会の構築のため、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を行うこと、そのために国に対して「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を提出すること。

2番目に、請願の理由といたしまして、日ごろから、部落問題の解決をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けてご尽力をいただいておりますことに、心より敬意を表します。

さて、私たちが生活している圏内でも不動産業者が「 番地は同和地区かどうか教えてほしい」と行政に問い合わされているという土地問い合わせ差別事件や、差別はがき、 差別投書、差別落書き事件など、差別事件が続発しています。同時に、「死ね」「地域から出ていけ」など、脅迫まがいの内容で繰り返し行われるなど、非常に悪質化しているのが 現状です。全国的にも同様の差別事件が多発していると共に、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否に見られるように、部落差別だけではなく、さまざまな人権侵害 が後を絶っていません。

2001年5月に国の人権擁護推進審議会より「人権救済制度のあり方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」という答申が相次いで出されました。これらの答申を受けて政府は2002年3月の第154通常国会に人権擁護法案を提出しました。

しかし、この法案は、1、マスコミの規制の問題、2、政府からの独立性の問題、3、 実効性を求める世論の高まりの中、2003年10月の衆議院の解散により、自然廃案と なりました。

2 1世紀を真の人権の世紀にするためにも、「人権侵害の救済に関する法律」の制定は焦眉の急を要するものと考えます。国際的人権基準と言うべき「パリ原則」に合致した、政府から独立し、社会の多元性や多様性を踏まえ、地方人権委員会など、実効性のある国内人権委員会の設置などを明確にした「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を提出していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長(秦 眞治君) 次に、請願第2号2005年NPT再検討会議における核兵器廃 絶早期実現のための積極的行動を日本政府に求める意見書採択の請願についてを議題とい たします。

紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

29番、野並享子君。

29番(野並享子君) ただいま議題になっております請願第2号について趣旨説明、朗読をもってかえさせていただきます。

被爆60年、終戦60年の節目の年2005年を迎えました。今、反核平和の世論は世界に新たなうねりをつくり出しています。

国連総会は昨年も、核保有国に核兵器廃絶を求めた決議を圧倒的多数で採択。核兵器廃絶が世界の要求であることを示しました。5月の核不拡散条約再検討会議に向けて、非核国政府や自治体、各国のNGOなどが、2005年を核兵器廃絶への転機の年にしようと行動を開始しています。

核兵器がインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮と拡散する一方で、各保有5大国は2000年の再検討会議で合意した核兵器削減の明確な約束を一向に履行しようとしません。そのような中で、21世紀に核兵器を本当に廃絶していけるのか、そのためにこの会議がどのような方向性を打ち出せるのか、極めて重要であり、外交上既に激しいつばぜり合いが始まっています。核兵器廃絶にとってまさに正念場なのです。

昨年来、平和市長会議(会長 広島市・秋葉市長 109カ国652都市加入)は世界の自治体に、日本非核宣言自治体協議会(会長 長崎市・伊藤市長 324自治体加入)は平和市長会議と連携して国内全自治体に、2020年までに核兵器廃絶を実現するために次の核兵器廃絶のための緊急行動を呼びかけております。

市長さん自身が本年5月の再検討会議の期間にニューヨークを訪れ「5.1ニューヨーク100万人集会」に参加するなど、平和市長会議と連携して世界の政府代表たちへのロビー活動に参加すること、 自国政府に対して再検討会議で、期限を限った核兵器廃絶決議など、実効性ある決議が行われるように自国政府が積極的な役割を果たすことを要請すること、 自治体としての核兵器廃絶の世論の強化に役立つ諸施策を実施すること等、私たちも草の根から署名運動と世論の盛り上げや、日本政府や国連への要請等、力の限り努力をしていますが、今や自治体の取り組みが有効なものとして大きく期待され、強く求められています。

ついては、日本人の悲願であり、同時に人類の存亡をかけた最重要課題でもある核兵器 全面禁止・廃絶の早期実現のために、合併前の県内すべての自治体が行っておられる非核

平和自治体宣言の趣旨にのっとり、貴議会が実効性ある決定をされることを期待して、次の請願を行います。

請願事項。2005年核不拡散検討会議で日本政府が核兵器全面禁止・廃絶の早期実現のために、期限を限った核兵器廃絶決議などが実効性ある積極的な決議が成立するように 積極的役割を果たすことを政府に意見具申されること。

以上をもって趣旨説明といたします。

議長(秦 眞治君) 次に、請願第3号平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願についてを議題といたします。

紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

第29番、野並享子君。

29番(野並享子君) 請願第3号の趣旨説明を行います。請願の趣旨、朗読をもってかえさせていただきます。

平成16年12月21日、滋賀県議会は通学区域条項を削除する条例を採択しました。 このことは、全県一学区の条例がつくられたことを意味するものではありません。ところが、条例の縛りがなくなったことを受けて、県教育委員会は全県一学区平成18年度実施に向けて性急に準備を進めています。

一方、父母、県民、地方議会関係者の間で、この動きに対する疑問や心配の声が広がっています。仮に全県一学区になれば、まず、大津などの特定高校に県全域から受験生が集中する流れができます。そして、この流れに押し出された子どもたちが地元から他の地域に出ていく逆向きの流れが生じます。その結果、次の問題が発生すると考えます。

1つは、極端な学校間の序列化が進むことです。その結果、一部の学校では度を超えた受験競争になり、他方では不本意入学がふえ、あきらめムードが広がります。

2つは、相当数の県立高校がつぶれることです。それは、不合格者のほとんどが県外私学に流れるからです。1,000人が流出し、5校がなくなるという予測もあります。また、極端な序列化により、相当数の学校が崩壊の危機にさらされます。

3 つは、多くの子どもが遠距離通学を強いられることです。その結果、親と子どもの負担がふえ、学校と地域のつながりが弱まります。

4つは、中学生の進学先が県下全域に広がり、進路先決定における塾産業への依存が今以上に高まります。

こうして滋賀の公教育がゆがめられ、壊されていくことになります。そのため、通学区

域制度検討委員会の答申も、受験競争と学校間格差、遠距離通学、県外への流出、地域との連携などの問題に触れざるを得ませんでした。しかし、この問題が解決する見通しは全くありません。

こうした中、15に及ぶ市町議会が、地元高校の存続を求めることや、全県一学区の導入についてもっと県民の意見を聞いて慎重に進めることなどを求めた意見書を県に上げる状況も生まれています。また、県教育委員会が主催する説明会には4,500人近くの県民が参加申し込みを行い、県教育委員会は当初計画していた7回の説明会を28回にふやさざるを得なくなりました。

多くの県民が不安と疑問を持っており、このことからも県教委の進め方がいかに拙速なやり方であるかは明白です。大切なことは、県教育委員会が中学校単位などできめ細かな説明会を開き、真摯な姿勢で県民の意見を聞き、その上で最終方向を決めることです。結論を押し付けて事後承認させるやり方では到底県民の納得を得ることはできません。急いでは、子どもたちの未来に禍根を残します。滋賀の公教育と子どもの未来を守るために、下記のことを強く要望します。

請願事項。貴議会として県教育委員会に以下の事柄を求める意見書を提出すること。

当面、平成18年度からの全県一学区の実施を見送ること。

県教育委員会主催の説明会で出された県民の意見や疑問を誠実に受けとめ、改めて慎重に審議すること。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

議長(秦 眞治君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議案調査のため、明3月4日から3月9日までの6日間を休会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、明3月4日から3月9日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月10日は、午前9時より本会議を再開し、議案 審議及び代表質問並びに一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんでございました。(午前11時24分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年3月3日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署名議員原田薫

署 名 議 員 竹 内 孝 治